

# 仕 様 書

## 1 業務名

インターネットによる議会放映業務委託

## 2 業務の目的

熊本市議会の本会議、予算決算委員会及び高校生議会のインターネット放映業務が円滑に行われるために必要な映像配信、運用管理等を行うことを目的とする。

## 3 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市議会棟ほか

## 4 履行期間

契約締結日から令和10年（2028年）8月31日まで

## 5 業務内容

熊本市議会の本会議（定例会・臨時会）、予算決算委員会及び高校生議会（以下「本会議等」という。）をインターネット上で生中継（以下「ライブ中継」という。）、及び録画中継（以下「VOD中継」という。）するための配信システムを構築する。また、ライブ中継及びVOD中継に係る機器の設置、映像配信、運用管理保守及び業務実施に伴う委託者からの問合せ対応等の業務支援（以下「議会中継業務」という。）を行う。

なお、本業務で実施するライブ中継は、令和7年（2025年）9月以降に開催する本会議等からとし、VOD中継は、過去に行われ映像記録がある全ての会議を含み、受託者は、蓄積されているVOD過去データを移行することとする。

## 6 業務実施の要件

### (1) 運用形態について

ア 受託者は、本仕様書に基づき、議会中継業務を行うこと。

イ 受託者は、議会中継業務の実施に当たり必要なBD録画機器、映像セクタ、分配器、配信サーバ、手話HD映像関連機器等の機器、機材、回線、ソフトウェア等を調達し、適切に管理運営を行うこと。また、これら機器の設置、システム構築、電源・配管・ネットワーク配線等の整備が必要な場合には、この業務に含めるものとする。

なお、これら機器のうちBD録画機器については、本契約期間中、受託者が動作を保証した上で既設機器を使用するものとする。既設のBD録画機器が故障した場

合は、委託者と協議すること。

ウ 議会中継業務により配信される映像は、視聴者が既存の熊本市議会ホームページの画面より簡単な操作で視聴できるものとし、画面の作成及び既存の熊本市議会ホームページとの連動についても本業務に含むものとし、実施に当たっては委託者の指示によるものとする。

エ 受託者は、議会中継の閲覧用トップ画面、ライブ画面、検索画面、検索結果一覧画面及びVOD画面の構成、配置、データ項目、デザイン、映像、色等に関し、委託者の意向に沿った整備を行うこと。

オ 議会中継業務の運用及び管理に当たっては、24時間対応とすること。また、メンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、あらかじめ委託者に連絡し実施すること。

カ 既設のカメラ映像及び資料画像に既設手話映像を合成した映像、マイク、アンプ等の設備を使用し、本会議等の手話合成済映像及び音声をインターネットで配信すること。

キ カの映像については、既設映像からの映像信号（HD-SDI信号）をソースとして、高精細で配信することとし、本会議等の休憩中に表示する高精細静止画像も登録及び配信すること。

ク 配信された映像は、一般に広く使用されているWindows、Mac OS、iOS、Android等の端末で利用、視聴ができること。ただし、各PC OS、ブラウザの全てのバージョンに対応する必要はなく最新のものに対応すること。また、モバイル/タブレットのブラウザは、AppleはSafari、AndroidはChromeの最新のものに対応すること。

ケ 委託者は、視聴者がライブ配信、VOD配信を視聴した件数の集計レポートを、専用のサイトから閲覧できること。

コ 受託者は、議会映像配信サイトのデザイン、画像、色合いに関して、委託者の意向を反映して作成すること。

## (2) ライブ中継配信について

ア テロップ機器及びエンコーダ機器は熊本市議会議会局内に設置し、テロップ操作及びエンコーダの起動等は、委託者の職員が1名でも容易に行えるものとする。また、カメラからの映像とテロップ表示後の映像を同時に確認できるようにモニターを設置すること。

イ 受託者は、委託者の職員がアの操作等を実施するに当たり、必要な場合は技術者等を派遣し、議会中継業務が円滑に行えるようにすること。

ウ エンコーダシステムは、既存のカメラからの映像信号及び資料画像信号（手話映像合成済のHD-SDI信号）と、既存の音響設備からの音声信号を利用すること。

- エ 受託者側のライブ中継配信サーバは、委託者が必要とするときはいつでも起動し、配信を開始することが可能であること。
- オ テロップ機能として、会議名、日程、日時、議員名等の委託者が必要とする項目を事前に登録できること。また、テロップは固定表示とスクロール表示が可能であること、キーボードにより任意の文章が入力、表示できること。
- カ テロップ表示はタッチパネル操作により簡単に操作手順が表示されること。なお、タッチパネルの画面表示は、委託者の職員が容易に操作できるように、委託者の意向に沿ったものを作成すること。
- キ ライブ中継映像はライブ配信と同時に映像音声を蓄積保存すること。
- ク ライブ配信を視聴するページには当日の質問者名、質問項目等が表示されること。

### (3) VOD中継配信について

#### ア 映像編集について

- (ア) 蓄積保存されたライブ映像のVOD中継配信サーバへの登録及び映像の分割・編集作業は、委託者の指示により受託者が行い、会議の日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）にはインターネット上で視聴可能なこと。なお、映像編集は、質問項目ごとの編集も可能なこと。
- (イ) VOD中継配信システムは、公開用と非公開の品質確認用との2つのシステムを提供することとし、編集した映像コンテンツや登録した情報は、非公開の品質確認用のシステムにより委託者の承認を得た後に、公開用のVOD中継配信システムに登録すること。

#### イ 映像配信について

- (ア) 会議ごとに蓄積、編集された映像の所有権は、委託者に帰属するものとし、契約期間中においては、委託者の指示によりVOD中継として常に配信することが可能な状態を維持すること。また、委託者が所有する、契約期間中における当該年の10年前からの映像データ（議会開催日ごと及び議員ごとに編集されたもの。）をVOD配信サーバに保存し、VOD中継として常に配信することが可能な状態を維持すること。なお、映像データは毎定例会後、MP4で提供する。
- (イ) 契約更新時のデータ移行については、委託者及び次回受託業者と調整のうえデータの提供等の支援を行うこと。
- (ウ) 受託者は、契約の終了時及び受託者の配信サーバからデータを削除する際には、委託者の指定する方法により、VOD配信サーバに保存されている配信データを委託者に納品すること。また、委託者から配信データの提供を求められた場合も同様とする。
- (エ) 配信については、24時間運用とする。
- (オ) VOD配信を視聴するページには、質問者名、質問項目等が表示されること。

ウ 映像検索機能について

- (ア) 映像配信のページから、簡単な操作で映像の検索及び閲覧ができる機能を提供すること。
- (イ) 検索は、会議名称、議員名、会派名、会期日程及び質問項目等により行えること。
- (ウ) 検索結果の一覧画面から表示したい映像だけを選択して再生ができること。
- (エ) 議員名検索結果一覧画面では、当該議員だけの情報で独立した画面を有し、他のホームページからリンクができること。
- (オ) 質問項目の用語検索では、用語に一致した検索結果一覧画面内において、その質問項目の内容が確認できること。

エ 再生画面について

- (ア) インターネット上の映像画面について、視聴者が映像配信を見る場合は、短時間でスムーズに動画が動き出すこと。
- (イ) 動画は、スクロールバーにより再生位置決めができること。その際は、タイム表示（現在／全体）を付けること。

(4) その他の要件

- ア 映像品質は、インターネット視聴画面においてPower PointのA4サイズスライドで20ポイントサイズの文字が判読可能であること。このため、エンコードビットレートを650Kbps、プレーヤーサイズを16×9、解像度を640×360とする。
- イ アに定めるものを除き、ライブ配信システム及びVOD配信システムで配信する映像のビットレートを350Kbpsとすること。ただし、委託者との協議においてビットレートを変更することができるものとする。
- ウ ライブ配信、VOD配信のネットワーク及び配信設備は同時に450ユーザ程度の視聴を可能とすること。
- エ 委託者側に設置するエンコーダは、受託者の管理するVPN網の光ネットワークに配置すること。その際、セキュリティを考慮し、インターネットVPNは使用しないこと。また、委託者のネットワークには接続しないこと。

光回線及び必要なネットワーク機器は、受託者がこれを提供すること。さらに、インターネットへは複数の異なるISP、キャリア回線を有し、ISPや回線に障害及び過負荷が発生した場合には自動的に切り替えが行われる冗長構成であること。
- オ エンコードにソフトウェアを使用する場合、使用するエンコードソフトウェアは開発メーカーの製品サポート期間内であること。
- カ 本会議等の映像のエンコードに当たっては、カメラからのHD-SDI信号をダウンコンバート変換することなく、直接キャプチャすることができる高性能デジタルキャプ

チャージボードを使用すること。

(5) ネットワークに係る要件

- ア 映像配信サービスの実現に必要なネットワーク機器の整備等が発生する場合は、これを全て業務に含むものとする。
- イ インターネットへの映像配信の設定に当たっては委託者と協議すること。
- ウ 映像配信開始後においての、テロップ機器のタッチパネル型操作機及びエンコーダ機器について、議場レイアウト、議席情報、議員情報、執行部情報、エンコード情報の変更、改造については委託者と協議すること。
- エ ネットワーク回線は安定して運用できるものであること。

(6) 運用に関する要件

- ア システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステムの総括的監視を行い、次のとおりサーバ運用・使用状況の確認等を行い、常に安定したサービスを提供すること。
  - (ア) 毎議会開会日前には、受託者が議会映像配信に関する一連の動作確認を行い、その日程及び確認方法については事前に委託者の承諾を得ること。
  - (イ) 議会の会期中は、会議当日の朝に、受託者から議場までの通信確認を行うこと。
- イ 委託者の意向による映像配信画面の構成、配置、デザインの変更を無償で速やかに行うこと。
- ウ 回線故障、機器故障等のトラブル発生時には迅速な対応で回復させること。なお、これらにより委託者から技術者等の派遣要請があった場合は、2時間以内に熊本市議会議会局に到着し、回復に当たること。
- エ 設備及び運用におけるセキュリティ確保には万全の対策を講じること。
- オ 視聴者から議会映像配信についての問合せ等があった場合には、委託者の対応の支援を行うこと。
- カ 議会中継業務の実施について、定期的及び委託者の指示により業務報告書を委託者に提出すること。
- キ アクセス数等の報告について
  - (ア) 受託者は視聴者のアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる委託者専用サイトを提供すること。任意の年、月及び集計種別を選択することで24時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。
  - (イ) 委託者専用サイトはID、パスワードの認証を必要とすること。
  - (ウ) 委託者専用サイトは、信頼できる第三者機関より電子証明書を発行されていること。

- (エ) ライブ配信のアクセス集計表は、各時間帯別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
  - (オ) VOD配信のアクセス集計表は、各時間帯別、コンテンツ別、議員名別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
  - (カ) サイトに表示された集計表は、同じ構成でCSVファイルとしてダウンロードでき、EXCELなどの表計算ソフトに読み込むことができること。
  - (キ) 集計表は、ブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。
- ク 受託者は、本配信システムを安定的に運用するための操作方法等について、委託者の職員に対し研修を実施するとともに、機器構成図、システム構成図、運用マニュアル（ホームページ側操作マニュアルを含む）を作成すること。

## 7 その他

- (1) 受託者は、委託者が指定する映像配信開始時期までに配信システム機器等の整備を完了し、委託者が動作確認等を行えるようにすること。
- (2) 受託者は、映像配信を円滑に運用するため、委託者を支援するとともに、調査依頼、資料請求、動作確認、関係者への説明等に対して迅速に対応すること。
- (3) 映像等に係る著作権及び委託業務履行に伴う成果物等については、全て委託者に帰属するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ委託者の指示を受けること。
- (5) 業務実施については、法令、規程、基準及び指針等を遵守すること。
- (6) 業務実施に当たっては、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努め、データダウンロードを防ぐためYouTube等のデータ共用サイトを採用しないこと。
- (7) 受託者は、本業務全般において責任をもつ総括責任者を選任し配置させること。総括責任者は、業務従事者を指揮し、委託者との連絡を密にするように努めること。
- (8) この仕様書に記載がない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は本業務を実施するために必要である事項は、全て実施するとともに、業務従事者に業務内容等を周知徹底し、業務遂行に当たらなくてはならない。